

平成30年4月2日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス 代表者名 代表取締役社長 星﨑 尚彦 (JASDAQ・コード9263)

問合せ先

役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰 電 話 03-6453-6644 (代表)

新株予約権の行使期間満了及び特別利益発生に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパー(以下「メガネスーパー」といいます。)が平成28年3月31日に発行し、株式移転により平成29年11月1日に設立した当社の新規上場に伴い同日に引き継がれた行使価額修正条項付き第3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」といいます。)について、平成30年3月31日をもって行使期間が満了いたしました。これに伴い特別利益が発生することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 株式会社ビジョナリーホールディングス第3回新株予約権

(2) 新株予約権の総数 100 個(本新株予約権1個につき 100,000 株)

(3) 新株予約権の権利行使価額 1株あたり95円(当初行使価額)

(4) 新株予約権の権利行使期間 平成28年4月1日から平成30年3月31日

(5) 新株予約権の割当対象者 三田証券株式会社

2. 新株予約権の権利行使結果

(1) 権利行使された新株予約権の数 32 個

(2) 未行使の新株予約権の数 68 個

3. 未行使の新株予約権について

本新株予約権は、当社の連結子会社であるメガネスーパーが主として債務超過の解消を確実なものとするために発行したものであり、株式移転により平成29年11月1日に設立された当社が同日新規上場した際に引き継いだものです。また、本新株予約権は、その発行趣旨に照らし、当初行使価額は95円として(本新株予約権の発行決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値66円の143.9%)、既存株主の利益に配慮し、直ちに行使促進されることがないよう設計されております。債務超過解消の確実性を高めるため、資本増強が必要と判断されるときは、取締役会において行使価額の修正開始を決定することができ、さらに一定の条件の下で割当先に対して本新株予約権の行使指示が出来るよう設計されたものです。本新株予約権の行使により調達された資金は、主としてメガネスーパーが新規出店する際の費用となりますが、広義の意味では、眼鏡等小売事業を営む会社の株式取得等、M&Aによる店舗拡充費用も含むものとしておりました。

もっとも、本新株予約権を発行した平成 28 年 4 月期は平成 19 年 4 月期以来 9 期ぶりに黒字化を達成したこと等、債務超過の状態が解消されたため、権利行使価額は当初行使価額 95 円のまま維持さ

れております。そのような中、平成 29 年 1 月~ 2 月にかけて当初行使価額 95 円を上回る株価となり、一部権利行使が進みましたが、それ以降は権利行使価額とメガネスーパー(もしくは当社)の株価水準が乖離している状況が続き、本新株予約権の全てが行使されないまま行使期間満了を迎えております。そのため、未行使の新株予約権 68 個は、平成 30 年 3 月 31 日をもって会社法第 287 条の規定により消滅いたしました。

4. 特別利益の発生について

当社は、本新株予約権の行使期間が終了することに伴い、未行使の新株予約権 68 個について新株 予約権戻入益 2,040 千円を平成 30 年 4 月期第 4 四半期に特別利益として計上いたします。

5. その他

当社グループの持続的な成長は、成長戦略に掲げる「目の健康プラットフォームを通じた同業のロールアップを戦略的に展開」すること等により、事業規模の拡大と事業領域の拡張を図ることが、その原動力になり、企業価値の向上につながると考えております。

したがって、持株会社体制に移行して以降の事業成長資金は、多様かつ機動的な手段を確保することが不可欠と判断しておりますので、引き続き様々な資金調達手段の検討を進めてまいります。お知らせすべき事項があれば適宜開示いたします。

以上